

2003年・夏号

CONTENTS

特集 4-8

平成15年度事業計画

- ・新年度事業方針について
- ・新組織図
- ・ドア事業の取り組み
 1. ドア部会の今年度方針
 2. 防火・防煙ドア技術基準完成
 3. 防犯ドアの動向

特別寄稿 2.3

- ・工学院大学工学部 教授 吉田 倬郎
- ・株式会社山下設計 社長 横山 孝治

トピックス 11

- ・CAS-0002、CAS-0040 使用契約会員状況

技術対応情報 12□

- ・風圧力基準を統一

シリーズ・防煙の話 14

- ・第4回「避難安全検証法と防火扉」
株式会社日建設計 主管 森山 修治

ご紹介 15

- ・財団法人 全国防犯協会連合会

ニュース 2.3

データ 13



上 : 定時総会懇親会パーティー
右中 : 防犯ドア予察試験
左中 : 予察試験の会場となった
BL 筑波建築試験センター
右下 : 定例記者会見

鉄のカーテンと防火シャッター

工学院大学 工学部 教授
吉田 倬郎
(社)日本シャッター・ドア協会 理事



いただいたタイトルは、「最近の建築リニューアル事情について」であった。ご承知のように、昨今の経済事情の中で、建築界も新築に多くを頼ることができず、ストックを対象とした、メンテナンス、リニューアル、マネジメントに、新たな活路を切り開くべく、様々な努力を行っている。そうした中から適当なテーマで何か書かせていただかねば、と考えていたところ、偶然、防火シャッターのルーツに触れることができた。シャッター関係の方にお目に掛かれれば、何はさておきお話ししたいとの思いに駆られたのであるが、さしあたってその機会はない。そこで、会報の記事としてはややなじみが悪いとは思いながら、紙面をお借りしてその紹介をさせていただくこととした。

出典は、「文春文庫：ガセネタ&シモネタ：米原真理著」である。米原さんは、日露同時通訳の第一人者であるが、テレビのバラエティー番組などにも出演されているので、ご存知の方もおいでかもしれない。

出典の中で、お仕事の中でよくでてくる「鉄のカーテン」について調べられたことが紹介されている。「広辞苑」

などでは、1946年3月、チャーチルの演説に用いられているとされているが、小学館の「大百科事典」には更に1年前にナチス宣伝相ゲッペルスが最初に使ったと書かれているとのことである。日本はここまでで、ロシア語の辞書では、更にさかのぼって1930年に、ニクーリンという作家が、「舞台上火の手が上がったときに、その拡大を防ぐために下ろされるのが鉄のカーテンであり、西側諸国が革命の炎の拡大を防ぐために鉄のカーテンを下ろしている。」旨を書いているとのことである。また、「ロベール」(おそらく辞書の類)では、鉄のカーテンの語義として、第1義「防火幕」、第2義「防犯シャッター」、第3義「チャーチルが用いた意味」が示され、第1義については、18世紀にリヨン市の劇場で初めて用いられたとのことである。

という次第で、私は図らずも防火シャッターのルーツに触れることができた。また、もともと建築やシャッターにはご縁の薄い方にもかかわらず、シャッターのルーツをよく調べてくださったことは、実に嬉しい。詳しくは、是非出典をご覧ください。

News

平成15年度総会、定例記者会見、懇親パーティーが開催される

5月23日、平成15年度定時総会および理事会が東京・明治記念館で行われ、平成15年度事業計画等が承認された。その後、同記念館「丹頂の間」において、日刊紙、業界専門紙・誌などマスコミ26社を集めて定例記者会見が開催され、当協会からは岩部会長、高山副会長、大沼専務理事が会見に臨んだ。

冒頭、岩部会長より今年度方針のポイントとして「防火シャッター、防火ドアのメンテナンスの推進」「防犯に対する取り組み」「遮



煙ドアの技術基準づくり」の3点について説明が行われ、「従来のセキュリティ、防火、防犯では通用しない時代になってきている中で、当協会の役割としては今後も社会や市場の変化に敏感に対応し、公益法人としての使命を果たしていきたい」と言及した。

質疑応答では、防犯に関する質問に対して、大沼専務理事より官民合同会議で中間報告された内容についての概況説明が行われた。

続いて会場を「蓬莱の間」に移して懇親パーティーが開催され、岩部会長のあいさつに続いて、田中和徳財務大臣政務官(前国土交通大臣政務官)、松野仁住宅局長より来賓としてごあいさつをいただいた。

例年、定時総会後の懇親パーティーでは表彰が行われるが、平成14年度は国土交通大臣顕彰者として3名、協会会長表彰として5名の方が対象となり、岩部会長よ





株式会社山下設計
代表取締役社長
横山 孝治

防災の原点を再確認

防災とは、人間の生命を守る為に、建築に与えられた生命科学である。1971年（昭和46年）韓国の高層ホテル火災がテレビで報道された。次々と火災に巻き込まれる人が窓から必死に助けを求める様子は、建築の設計に携わるものにとって、どうにもいたたまれない程のショックだった。消防隊の能力と技術、ビルの防災設備等の不備から、163人ものが死んだ。

その後、私は、超高層ホテルの設計をする機会を得た。その時、真っ先にこのシーンが脳裡に浮かび、焼きついて離れなかった。「自分の設計したホテルから絶対に死人を出したくない」。もし安易な防災技術でやるならば、それは人を殺すことになると自分に言い聞かせてあらゆる機会を通して、その安全性の確保に取り組んできた。

1982年（昭和57年）2月、東京赤坂のホテルニュージャパンの火災が起きた。韓国の火災から10年後、このホテル火災も闇夜のなかに燃えさかる炎と、一人また一人飛び降りるシーンを映し出し、まさにこの世の事とは思

えない地獄絵の再現であった。その後の調べで、このホテルは幾つもの点で防災上の重大なる欠陥建築と認定された。

高層化・複合化・大空間化がますます進むなかで、当然防災のレベルも進歩してきているが、その究極の課題は「人の命」を守ることである。そこで、一連の建設過程で行われる「現場検査」に改めて着目したい。特に建築指導課及び消防担当官の検査に立ち会うとよくわかるが、理論だけでなく現場が如何に精度をあげた工事がなされているかが防災の最大のポイントになる。細部まで徹底して検査していただく検査官には、本当に頭がさがり、有難いと心から思う。

「出来上がった建築から嫌われたらおしまいだ」と言った大建築家がいましたが、まさに建築にかかわる人は、知識でなく直感的に「人の命」にかかわる防災とその建築の安全性に責任が取れることが出来る人以外に、建築を任せてはいけない。



▲大臣顕彰の石田氏

り表彰状と記念品が一人ひとりに手渡された（受彰者：下欄）。

続いて（株）日本建築センター会長の澤田光英氏による乾杯のご発声の後、約200名の出席者が集う会場内に歓談の

輪が拡がり、パーティー開始から約2時間が経過した午後8時、高山副会長による中締めのおいさつ、後藤理事の手締めにより懇親パーティーはお開きとなった。

<平成14年度表彰>

■平成14年度 優秀施工者国土交通大臣顕彰者表彰

三和シャッター工業（株） 石田 善久氏
文化シャッター（株） 吉田 義美氏
（株）横引シャッター 柿崎 軍治氏

■平成14年度 日本シャッター・ドア協会委員会委員表彰

三和シャッター工業（株） 田中 收氏
三和シャッター工業（株） 後条 範夫氏
田中サッシュ工業（株） 笹山 雅生氏
鐵矢工業（株） 小林 幸雄氏
文化シャッター（株） 山本 実氏



石田 善久氏



吉田 義美氏



柿崎 軍治氏



田中 收氏



後条 範夫氏



笹山 雅生氏



小林 幸雄氏



山本 実氏

特集 平成15年度事業計画

新年度事業方針について

ドアの基盤整備を推進する！



会長 岩部 金吾

第39回の総会を終え、新年度の事業計画等が承認された。さて、会員数の拡大について、発足以来努力しているが、1年前は114社であったが、ここ1年で、18社が入会し、ちょうど132社になった。特に、ドア関係の会社の拡大を訴えて来たが、1年前は20社だったが、ここ1年で35社になった。まだまだ会社数は少ないとはいえ、徐々に増えてきていることを喜んでいる。

ドアの名前の付く会社がない

昨年来、指摘していることだが、日本には「ドア」の社名がついた会社がほとんどない。唯一、自動ドアくらいであるか。ドアは住宅の玄関ドアやビルのドア、また、室内ドアもあるし、劇場ホールのドアなど、あらゆる場所で見かけるが、それでもドアの名称のついた会社はない。当協会のドアは主にビル用のスチールドアが対象だが、ドアはビルの全階に付くから、シャッターの市場規模より大きいのは当然だが、ドアにはブランドのステッカーが貼られないし、金物も後から付けられるからか、完成品としての存在感がもうひとつ希薄である。

一昨年、新宿の雑居ビルで火災が起きて44名が亡くなったが、被害を大きくしたのは、防火ドアは付いていたが、正しく機能せずに煙が廻って大惨事になった。防火ドア自体に問題があったわけではないが、だから、それで良いかと言えばそういうものでもない。そのドアの製造者は誰か、その後、ドアメーカーとしてどういう対策が出来るのか、そういう製造者側からの責任も語られないと、安全性の徹底が図れないのではないかと。

そういう問題に加えて昨年は、ドアのサムターン回

しなど、錠前ではなく、ドア自体に手を加える犯罪が出てきた。防犯面からも、ドアの対策が必要になってきたわけだ。

防火防煙に加え、いま大きな社会問題にもなっている防犯という深刻なテーマが発生する中で、ドアのあり方が問われている時代だ。そういう視点に立って、日本シャッター・ドア協会としての取り組みを真剣に考えなければいけないと思っている。

今年度方針について

詳細は「平成15年度事業計画」にあるが、私からは骨子として3点申し上げる。

1. 防火シャッター、防火ドアのメンテナンスの推進
2. 防犯に対する取り組み
3. 遮煙ドアの技術基準づくり

1. 防火シャッター、 防火ドアのメンテナンスの推進

まず、「防火シャッター、防火ドアのメンテナンスの推進」だが、メンテナンスの重要性は再三申し上げてきたとおりだ。新宿の火災発生後、消防庁、国土交通省共に、対策検討委員会を設置し、その報告の中でも、維持管理の重要性は指摘されることとなった。これを受けて、ひとつには消防法が改正され、昨年10月25日から施行された。改正消防法では罰則も非常に厳しくなって、措置命令違反をすると懲役3年以下、罰金1億円以下と大幅に規制強化された。また、改正消防法では、「防火対象物点

検資格者」という新しい定期点検報告制度を設け、今年10月から運用される。消防庁として建物の防火管理を強化する動きだ。

一方、当協会を所管している国土交通省に対して、当協会からはメンテナンスの重要性についてかねてから申し入れを行ってきたが、今年に入って、具体的な形で進展してきた。

建築基準法第12条による「特殊建築物定期調査報告」の運用強化ということで、現在、「建築物調査業務基準」の改訂に関して当協会からも参加し、シャッター、ドアの開閉作動を含めた点検方法などを具体的に詰めている。今年度半ばをメドに改訂する予定で進めているが、これによって防火シャッター、防火ドアのメンテナンスについては具体的に前進すると考えている。

いずれにしても、消防法、建築基準法の双方から規制を強化する動きになっている。

メンテナンス事業というのは、雇用の創出にもつながる。安全を含め、これからのストック市場は建築物の維持・保全が重要であり、こういう分野に力を入れるのがこれからの時代だ。

2. 防犯に対する取り組み

シャッターについてもドアについても、防犯の問題が深刻になっている。治安の良さを売り物にしてきたわが国も、とうとう外国並みになってしまった。最初は、鍵のピッキングから始まったが、どんどんエスカレートして、ドア本体に穴を空けるサムターン回しや、シャッターのこじ開け事件が多発している。鍵の問題から、開口部商品全体に対策が必要になってきた。

国でも事態の深刻さを受け、昨年11月25日に「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」を立ち上げた。警察庁、国土交通省、経済産業省と関係団体で構成されているが、当協会からも大沼専務がメンバーとして出席している。具体的な検討についてはその下に「シャッター・ドア・サッシ検討委員会」が設置され、当協会からもメンバーを送り込んでかなり頻繁に会合を開いてきた。

当初、官民合同会議の結論は今年3月に報告される予定だったが、実際に運用できる防犯基準をつくるには、もう1年必要ということになった。

しかし、この3月には中間報告が公表され、一応の防犯の目安ということで、道具を使って侵入しようとした場合、5分間は破られないものという定義がなされた。

今後は、秋頃に各メーカーの製品ごとに防犯性能試験を受けて、性能に合致した製品については来年3月、「防犯性能の高い建築部品目録」という形で具体的に公表されることになった。

防犯については、もう1点。一昨年10月、大阪東警察署から「シャッターのこじ開け犯罪」について対処してもらいたい、という申し入れがあり、これを受けて、協会内に「シャッター防犯対策研究会」を設置して検討してきた。

そして、当面のシャッターに関する対策として、「シャッター防犯の手引き」を発行した。15万部という大量の部数を発行したが、国土交通省、警察庁、(財)全国防犯協会連合会(全防連)の推薦を得ると共に、国土交通省の補助金、(財)社会安全研究財団の助成金の対象にもなった。それほど、緊急性と必要性を帯びたテーマでもあるわけだ。

シャッターに関しては、従来、貴金属店でも何でも普通の軽量シャッターを納めていたが、今後は、貴金属店であれば、間口に係わらず重量シャッターをご提案するとか、手動に代えて鍵を使わない電動シャッターをお薦めするとか、用途別にもう少しきめの細かい営業をする必要性も出てきている。

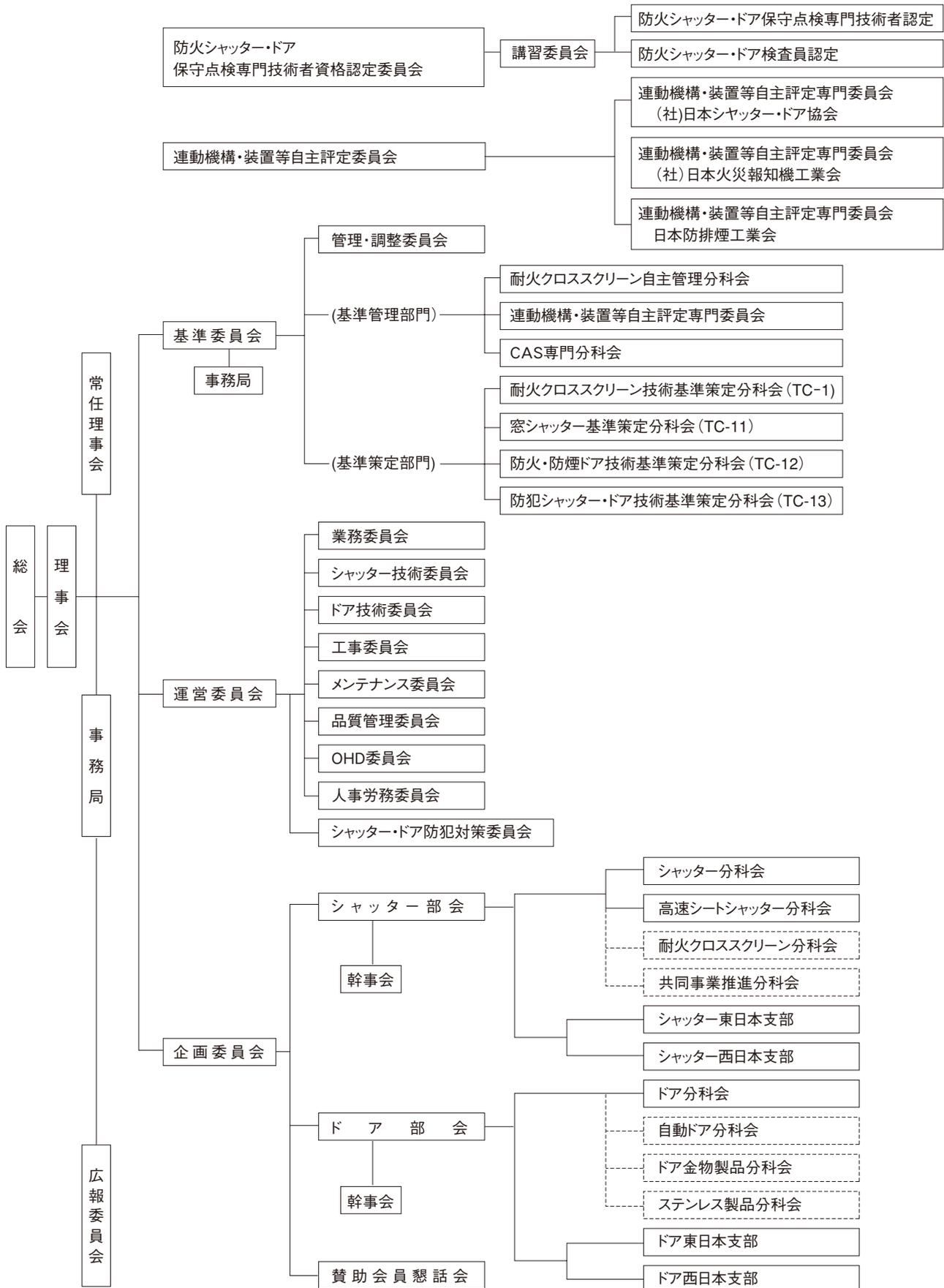
3. 遮煙ドアの技術基準づくり

最後に、遮煙ドアの技術基準づくりについてだが、エレベーター区画の遮煙ということで、協会として「鋼製開き戸」に関して大臣認定CAS-0002を取得し、今年3月にも、「鋼製折りたたみ戸」に関してCAS-0040を取得した。協会としては、シャッターに関しては技術面に関するノウハウは蓄積してきているが、ドアに関しては、これから取り組んで行かなければならないのが実状だ。とくに、ドアの技術基準に関しては、遮煙性能が重要であると捉えている。そういうことから、当協会に昨年度、「防火・防煙ドア技術基準策定委員会」を発足させて検討を進めてきた。

新宿の火災でも、煙の害で多くの死者を出したが、今後は、エレベーターだけではなく、たて穴区画としての階段室の防火ドアにも、必然的に遮炎性能が必要になってくる。

ドアに関しては、技術基準、施工基準、メンテナンス基準など具体的な基準づくりを含め、ドアの基盤整備に取り組みくことを今年度の最重要テーマと考えている。

■平成15年度 運営組織体制



ドア部会の今年度方針と 取り組み



ドア部会長 東田 誠

昨年度どのような活動をされたのですか。

東田：平成14年度の活動は、

- (1) ドア統計資料集計基準の作成（集計は業務委員会へ移管）。
- (2) EV前防火区画大臣認定（CAS）の運用に関する討議。
- (3) CAS委員会の新設提案。（→H14年 CAS専門分科会立ち上げ）
- (4) ドア分科会の運営検討
- (5) 「防犯官民合同会議」対応についての討議。
- (6) ドア技術部会の新設提案（→H15年 ドア技術委員会立ち上げ）

等の活動をしてきましたが、形になったものもありますし、今年度継続していくものもあります。

昨年度の活動状況を踏まえ今年度の基本方針について聞かせてください。

東田：今年度の基本方針は

- ①業界の健全な発展を目指すための「健全な受注取引」の普及。
- ②技術向上のための「ドア技術基準」設定の推進。
- ③会員企業のメリットを明確にするため「情報の交換、共有」を図る、の3点です。

具体的にはどのように取り組むのでしょうか。

東田：①については、「健全な受注取引」を目指すために昨年1年間の実態をサンプリング調査し、現状どのような問題、課題があるのかを把握し、その対策を立案・検討して、その改善を関係機関に働きかけ、今後の取引に生かしていきたいと考えています。

②については、基準委員会に設置された「防火・防煙ドア技術基準策定分科会（TC-12）」「防犯シャッター・ドア技術基準策定分科会（TC-13）」にドア分科会メンバーを積極的に参加させ、

そこで策定した基準・運用について、ドア分科会に普及することとしています。

③については、新規会員も増加しており、改めて会員企業のメリットを明確にするために「性能基準」に伴う 技術情報の交換、共有化を促進していきます。

2003年度の重点テーマは何でしょうか。

東田：2003年度の重点テーマとしては、二つ上げられますが、その一つは新宿区歌舞伎町ビル火災等を契機に消防法が改正され、防火対象物定期点検報告制度が新設され、また、建築基準法に基づく特殊建築物等定期調査報告制度の運用強化が図られることから「ドアのメンテナンス制度の構築」に対応した活動を行ないます。

二点目は、近年、住居等への侵入窃盗が急増するなかで、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及」が喫緊の課題となっていますので、そのための「防犯ドア技術基準」の設定推進がもう一つの重点テーマです。

具体的な取り組みについてお聞かせください。

東田：「ドアのメンテナンス体制の構築」では、従来の防火シャッター検査員、保守点検専門技術者にドアを取り込み、防火シャッター・ドア検査員、保守点検専門技術者として新たに、講習委員会と連携し、講習会等へ積極的に参加し、ドア部会会員会社の人材育成を図っていきます。

「防犯ドア技術基準」づくりでは、今年度よりドア技術部会を立ち上げ、TC-13にて「官民合同会議」に対応した防犯ドアの技術基準づくりを推進していきます。

ありがとうございました。

『防火・防煙ドア技術基準』まとまる

——TC-12 防火・防煙ドア技術基準策定分科会——

このほど、防火・防煙ドア技術基準がまとまった。同基準は大きく「技術基準」「施工基準」「点検基準」の3分冊で構成されている。

平成14年9月にTC-12 防火・防煙ドア技術策定委員会としてスタートし、この7月にほぼ完成した。

また、規定として「設計図書作成規定」「施工管理規定」「維持管理規定」についても制定された。

ここでは、3つの基準書について、笹山雅生チーフに概要を訊き、それぞれポイントと主な構成を紹介する。なお、TC-12はCAS-0002に関する防火・防煙ドアの基準づくりとしてスタートした。

■防火・防煙ドア技術基準

ポイント

従来、防火・防煙シャッターについては技術基準が整備されていたが、ドアに関してはまとめられていなかった。今回、金物、材料まで含み細かくまとめた。

【概 容】

1.目的

この基準は、建築基準法、同施行令、告示等で規定されている基準に加えて、防火・防煙設備として十分な性能を確保、維持できるように、(社)日本シャッター・ドア協会が自主的な基準を定めたものである。

2.適用範囲

ここで定める基準は、建築基準法施行令第112条第14項第二号（防火設備の作動性能等）の規定に適合する認定を取得した、竪穴区画で遮煙性能を要求される部分の「防火・防煙ドア」について適用する。

3.定義

（次の用語の定義を行っているが、解説は略す。）

乗り場戸、避難口、常時閉鎖、随時閉鎖、下部気密装置、親子開き戸、自動フランス落し、閉鎖順位調整器

4.構成

「防火・防煙ドア」の使用に係る構成等は、以下のとおりとする。

- (1) 鋼製開き戸は、90度、180度開き及び任意角開きを含む。
- (2) 鋼製開き戸が作動した後も乗降ロビーより外部へ出られるような避難口を1箇所以上設置する。
- (3) 上記(2)の避難口は、避難方向に開くものとする。
- (4) 煙感知器は、消防法（昭和23年法律第183号）第21条の2第1項の規定による検定に合格したものとする。
- (5) 連動制御器には、以下の要件を満足するものとする。
（略）
- (6) 自動閉鎖装置は、以下の要件を満足するものとする。
（略）
- (7) 予備電源は、昭和45年建設省告示第1829号第四号に定めるものであるもの。

■防火・防煙ドア施工基準

ポイント

防煙は気密性がポイントなので、とくに下部気密装置の（床面からの）高さ調整は注意してもらいたい。床の素材によっても異なる。また、CAS-0002の証紙を貼付するのも施工時なので徹底してもらいたい。

【概 容】

1. 目的

この基準は、防火・防煙ドアの取付工事について、その工事の方法、検査基準を明確にし、工物品質の安定、向上及び工事能率の向上を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、防火・防煙ドア（開き戸、折りたたみ戸

等)の施工に適用するものとし、取付工事、検査及び引き渡しを含む。

3. 取付工事

取付工事は、次の順序で行うものとする。

- (1) 事前準備
- (2) 搬入
- (3) 枠の搬入
- (4) 戸の搬入
- (5) 段取り
 - ①開口部の確認
 - ②墨出し

(6) 取付作業

- ①枠の取付
- ②戸の吊り込み
- ③金物及び気密材の取付

(7) 調整及び養生

4. 工事検査

5. 引き渡し

証紙の貼付を確認し、建具の取扱説明・維持管理方法の説明等に関する図書を、施工業者を通じて建物の管理者に渡すものとする。

■防火・防煙ドア点検基準

ポイント

具体的なチェックシートとして「定期点検の要領と判定基準」があるので、これに沿って実施してもらいたい。シャッターと同時に定期点検出来るよう契約を促進してもらいたい。

【概 容】

1.目的

この基準は、防火・防煙ドアの維持管理について、その点検方法、検査基準を明確にし、防火・防煙ドアの維持管理と安全の確保を図ることを目的とする。

2.適用範囲

この基準は、防火・防煙ドア（開き戸・折りたたみ戸等）の点検について適用する。

3.点検の種別

点検には、建築物の管理者等が実施する「日常点検」と、メーカーが定期点検契約の締結により実施する「定期点検」がある。

4.点検間隔

「日常点検」は1ヶ月に1回実施、「定期点検」は1年に1回以上実施とする。

5.定期点検契約

定期点検を実施するにあたり、事前に契約書を取り

交わす。

6.報告

7.定期点検の留意事項

- (1) 建築物の管理者等との連絡・協議
- (2) 他設備との連動
- (3) 点検終了時の処置
- (4) 点検結果の記録と報告

8.定期点検作業

作業心得

- (1) 作業心得の基本
- (2) 点検日時の厳守
- (3) 誠実な業務態度
- (4) 業務の妨害、器物の損傷の防止
- (5) 点検作業に必要な工具などの整備
- (6) 車両の運行

9.日常点検

確認事項

- (1) 日常点検を1ヶ月に1回実施すること。
- (2) 警告ラベルの脱落、破れ、はがれなどの損傷がないこと。
- (3) 戸の開閉を妨げるものがないこと。
- (4) 開閉及び遮煙性能に支障をきたす曲がり、へこみ、気密材の損傷がないこと。
- (5) 不具合のある場合の連絡先。

防火・防煙ドア技術基準、同施工基準、同点検基準の各基準書の入手を希望される方は、JSDA事務局にお申し付けください。(印刷、製本に若干時間を要します)

官民合同会議・試験検討委員会による防犯ドアの予察試験が行われる



7月7日、8日の両日、財団法人ベターリビング筑波建築試験センター（茨城県つくば市）において、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」（以下、官民合同会議）の試験検討委員会による防犯ドアの予察試験が行われた。

この予察試験は、今後、ドアの防犯性能試験を実施する際の試験細則を検討・決定するために、警察庁、（社）日本シャッター・ドア協会、日本鋼製軽量ドア協議会、日本ロック工業会、（財）ベターリビングが合同で実施したもの。

当日は、9タイプの集合住宅向け玄関ドア（軽量ドア）と一般重量ドアについて、2日間で22回（そのうち4回は予備）の試験を実施。最近の侵入盗の手口に使用される工具（パール、ハンマー、ドリル、ドリルホルソー、金切鋏、金ノコ、ピッキングツール）などを用いて、各種侵入手口に対する抵抗時間と発生音の検証の他に、同一扉における錠前の違いや補助錠付き仕様等の検証が行われた。

試験方法としては、①非破壊的な開錠によるもの（主な手口：ピッキング、インプレッション、カム送り解錠、サムターン回し等）、②主に錠又はその付近を破壊して開錠するもの（同：鍵穴壊し、ドア錠こじ破り、握り玉壊し、かま錠破り、シリンダー抜打ち・引抜き、デッドボルト・かま切断等）、③主にドアの特定の弱点を攻撃して開扉するもの（同：こじ破り、受座壊し等）、④ドア全面を破壊するもの（同：戸板破り、自動ドア破り等）の4つ



▲予察試験の様子を見守る関係者

の試験系列のうち、各試験体ごとに予め指定された系列に沿うかたちで行われた。

今回は予察試験であり、結果については公表できないが、最短10秒程度で開錠される手口もあるなど、当日は関係省庁や関係機関、関係団体から総勢60名近い見学者が予察試験の様子を熱心に見守った。

官民合同会議・試験検討委員会のドアリーダーであり、防犯シャッター・ドア技術基準策定分科会（TC-13）のメンバーでもある鈴木委員は「今回の予察試験の結果を素直に受け止め、消費者に安心してお使いいただけるドアを提供できるよう、今後の協会としての技術基準づくりに活かしていきたい」と感想を述べた。

なお、防犯性能基準の認定に関しては、今後、官民合同会議において次のようなスケジュールで検討されていく予定となっている。

「今後のスケジュール」

7月末	官民合同会議による試験総則の決定 官民合同会議による試験細則(案)の提示
8月中	各部品ごとの試験細則(案)の検討
8月末 ～9月初	試験検討委員会による各部品ごとの試験細則の決定 試験検討委員会による試験総則及び試験細則の公表
10月1日	試験検討委員会による試験の実施

なお、平成16年3月を目途に「防犯性能の高い建物部品の目録」を公表する予定だが、試験細則等の情報については、今後、当協会の会報やホームページで告知していく予定だ。



▲パールによるこじあけで戸先側が歪んだドア

JSDA「CAS-0002」「CAS-0040」の使用契約会員状況

エレベーター前の防火区画の国土交通大臣認定「CAS-0002」「CAS-0040」の使用登録申請に伴い、CAS専門委員会による審査の結果、7月1日現在で「CAS-0002」については24社の会員が、「CAS-0040」については13社の会員が承認され、当協会との間で製造・供給に関する使用契約が交わされた。

使用契約を交わした会員が大臣認定品を施工する際、大臣認定を取得した遮煙性能を有する特定防火設備であり、その品質保証の証として、鋼製開き戸と鋼製折りたたみ戸には、これまでと同様に大臣認定番号と会員番号他が記載された「証紙」を貼付することになる。

■CAS-0002使用契約会員（敬称略）（平成15年7月1日現在）

会員番号	会 員 名	窓口担当者所属・役職名	窓口担当者
1001	小俣シャッター工業（株）	技術部部长	勝又 正義
1002	神村シャッター（株）	総務部常務取締役	柴田 忠道
1004	三和シャッター工業（株）	ビル建材カンパニードア部門 マーケティンググループリーダー	野田 真人
1006	トステム鈴木シャッター（株）	営業推進部部长	進藤 通衛
1007	大和シャッター（株）	技術設計部技術次長	岩本 充義
1008	東鋼シャッター（株）	設計課係長	本田 洋一
1009	東工シャッター（株）	技術開発室シャッターグループリーダー	宮原 誠一
1010	東洋シャッター（株）	技術部主任	石田 忠司
1011	（株）日本シャッター製作所	営業管理部設計課課長	富本 静夫
1012	（株）文明シャッター	八戸工場長	古川 広
1013	文化シャッター（株）	営業企画部長	益子 隆雄
2001	（株）安中製作所	シャッター事業部ドア製造課係長	坂爪 均
2014	田中サッシュ工業（株）	営業部課長	水谷 正之
2015	ダイワ（株）	設計課課長	森田 洋
2018	鐵矢工業（株）	総務課課長	島田 秀樹
2021	中田建材（株）	設計部部长	中田 勝紀
2026	輸送機工業（株）	生産部生産管理課担当課長	石川 道正
2030	エコ産業（株）	生産部生産技術課長	斎藤 一郎
2031	（株）兵庫機工	品質保証部部长	上山 肇
2032	（株）三加茂建鋼	営業部営業部長	三加茂幸治
2037	大電鋼機（株）	設計部設計部長	高橋 攻
2009	佐々木シャッター工業(株)	設計製造部部长	田越 和孝
2040	トステムSD(株)	事業本部技術部部长	小峯 重信
2042	金沢スチールドア工業協同組合	専務理事	木村 丹二

■CAS-0040使用契約会員（敬称略）（平成15年7月1日現在）

会員番号	会 員 名	窓口担当者所属・役職名	窓口担当者
1001	小俣シャッター工業（株）	技術部技術課課長	伊藤 正人
1004	三和シャッター工業（株）	ビル建材カンパニードア部門 マーケティンググループリーダー	野田 真人
1006	トステム鈴木シャッター（株）	営業推進部部长	進藤 通衛
1008	東鋼シャッター（株）	設計課係長	本田 洋一
1012	（株）文明シャッター	八戸工場長	古川 広
1013	文化シャッター（株）	営業企画部長	益子 隆雄
2014	田中サッシュ工業（株）	生産技術部品品質保証課係長	笹山 雅生
2018	鐵矢工業（株）	総務課課長	島田 秀樹
2021	中田建材（株）	茨城事業部設計部設計部長	中田 勝紀
2031	（株）兵庫機工	品質保証部部长	上山 肇
2032	（株）三加茂建鋼	営業部営業部長	三加茂幸治
2037	大電鋼機（株）	設計部設計部長	高橋 攻
2041	カネヤ工業（株）	専務取締役	大庭 泰司

シャッター・オーバーヘッドドアにおける 風圧力基準を統一

平成12年に施行された改正建築基準法に伴い、当協会ではシャッターやオーバーヘッドドアなど、外部に面する建具の風圧力に対する構造上の安全性について検討、協議を行ってきた。改正建築基準法には、シャッター他に関する風圧力の規定はないが、設計者をはじめとするお客様からの質問や問い合わせに的確に対応できるよう、当協会ではこのたび風圧力の算定の考え方、耐風圧力計算の基準を統一した。それに伴い、「シャッター・オーバーヘッドドアの耐風圧強度計算基準」の内容の見直しもあわせて行い、同改訂版は8月中旬に会員に配布される予定となっている。また、当協会のホームページでも公開される。

外壁まわりのシャッターやオーバーヘッドドアの設定風圧力は、顧客の要求パターンにより、次のように対応します。

1.顧客から風圧力等の指定又は条件の提示がある場合

顧客から風圧力を指定されたり、指定基準や風圧力の算定に必要な条件の提示があった場合は、これに従い風圧力を設定ないし算定します。

2.「建築工事共通仕様書」の適用を受ける建築工事の場合

シャッターやオーバーヘッドドアを設置する建物が国土交通省の「建築工事共通仕様書」の適用を受ける建築工事で、特に風圧力の指定（特記）がない場合は、「旧建築基準法施行令第87条」に則って算定します。「旧建築基準法施行令第87条」とは、改正前の建築基準法に規定された公の基準として、これまで長年にわたり使用されてきたものであり、公的機関をはじめ、建築関連業界からの当協会に関わる製品に対する要求性能は、この基準に基づいたものです。

《風圧力の算定式》

$$\text{風圧力 } P = q \times C_1 \times C_2 \text{ [N/m}^2\text{]}$$

$$\begin{aligned} \text{a. 速度圧 } q &= 60\sqrt{h} \text{ [kgf/m}^2\text{]} \\ &= 9.8 \times 60\sqrt{h} \text{ [N/m}^2\text{]} \end{aligned}$$

ここで、h：地盤面からの高さ [m]

b. 風力係数 C_1 ……旧建築基準法施行令第87条による。

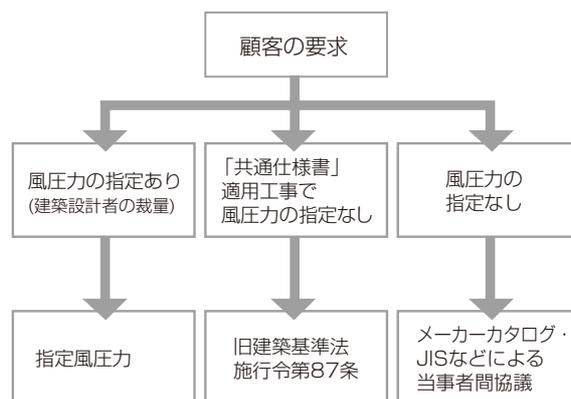
c. 速度圧低減係数 C_2 ……昭和27年建設省告示第1074号による。

3.風圧力の指定が特でない場合

民間工事等で、特に風圧力の指定がない場合は、当協会が別途定める「耐風圧強度計算基準」に基づく製品の耐風圧強度（許容風圧力）をもとに、顧客（発注者）と会員各社（生産者）両者の当事者間協議により風圧力を確認します。

建物の設置場所や立地環境及び形状等を考慮した上で、適切な強さの製品を顧客へ提案するものとします。

《シャッター・オーバーヘッドドアの風圧力対応チャート》



4.風圧力の算定

1) 風圧力で指定された場合

$$P = \text{指定風圧力 [N/m}^2\text{]}$$

2) 旧建築基準法施行令第87条及び昭和27年建設省告示第1074号による場合

①速度圧を求める。

a. 地盤面からの高さが16m以下の場合

$$q = 60\sqrt{h} \text{ [kgf/m}^2\text{]} \\ = 9.8 \times 60\sqrt{h} \text{ [N/m}^2\text{]}$$

b. 地盤面からの高さが16mを超える場合

$$q = 120^4\sqrt{h} \text{ [kgf/m}^2\text{]} \\ = 9.8 \times 120^4\sqrt{h} \text{ [N/m}^2\text{]}$$

②風力係数及び地域による速度圧低減係数を選定する。

風力係数 C_1 : 旧建築基準法施行令第87条による

速度圧低減定数 C_2 : 昭和27年建設省告示第1074号による

③風圧力を求める。

$$P = q \times C_1 \times C_2 \text{ [N/m}^2\text{]}$$

3) 風速から求める場合

①速度圧を求める。

a. 地盤面からの高さが16m以下の場合

$$q = 0.058V_0^2 \times (h/15)^{1/2} \text{ [kgf/m}^2\text{]}$$

$$= 9.8 \times 0.058V_0^2 \times (h/15)^{1/2} \text{ [N/m}^2\text{]}$$

b. 地盤面からの高さが16mを超える場合

$$q = 0.058V_0^2 \times (h/15)^{1/4} \text{ [kgf/m}^2\text{]}$$

$$= 9.8 \times 0.058V_0^2 \times (h/15)^{1/4} \text{ [N/m}^2\text{]}$$

②風力係数及び地域による速度圧低減係数を選定する。

風力係数 C_1 : 旧建築基準法施行令第87条による

速度圧低減係数 C_2 : 昭和27年建設省告示第1074号による

③風圧力を求める。

$$P = q \times C_1 \times C_2 \text{ [N/m}^2\text{]}$$

4) 風圧力の指定がない場合

風圧力は、メーカーのカタログ値又はJISなどによる当事者間協議とする。

統計データ

■過去1年間推移

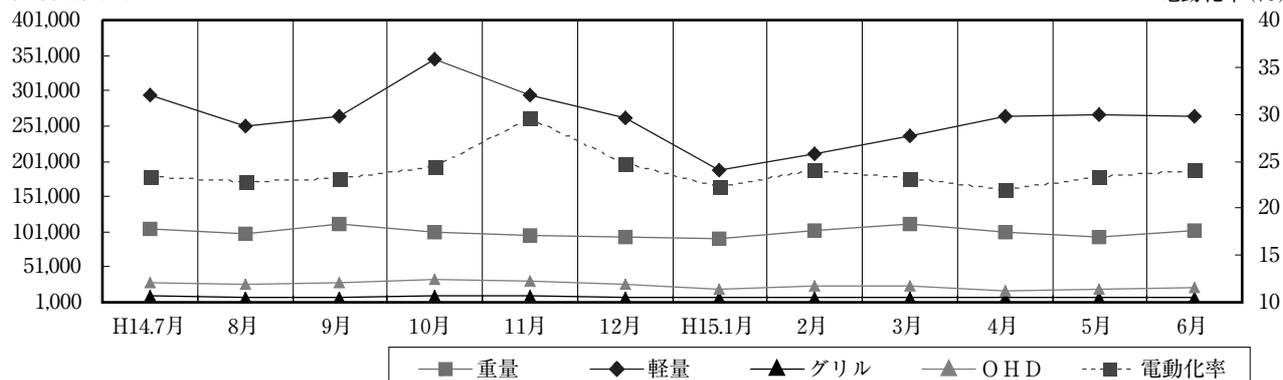
(㎡、前年比・電動化率%)

	H.14.7月	8月	9月	10月	11月	12月	H.15.1月	2月	3月	4月	5月	6月
重量	105,625	97,740	111,717	100,205	95,458	93,227	90,700	101,627	111,348	100,252	93,237	103,474
前年比	14.2	4.3	23.4	-3.5	2.5	8.7	17.6	11.2	12.7	-2.7	-9.5	9.4
軽量	294,600	251,454	263,435	345,022	295,795	262,932	189,041	210,531	235,952	264,489	266,333	264,646
前年比	-2.3	-9.3	-0.9	9.0	-6.8	-5.0	-6.3	-6.5	-7.8	-10.1	-5.6	-0.4
電動化率	23.4	22.9	23.2	24.5	29.6	24.7	22.4	24.1	23.1	22.0	23.3	24.1
グリル	9,577	8,264	7,813	9,665	9,233	8,929	7,152	8,126	7,796	7,349	6,893	8,000
前年比	12.1	3.9	-2.1	-4.3	-2.8	-7.9	-8.2	-14.3	-9.5	-7.3	-19.6	0.2
OHD	29,346	25,813	27,771	34,066	29,991	26,016	19,982	23,164	23,494	17,209	18,912	21,973
前年比	-25.1	4.4	17.0	5.8	2.7	7.0	-4.0	-2.6	-2.0	-12.9	0.4	3.6
合計	439,148	383,271	410,736	488,958	430,477	391,104	306,875	343,448	378,590	389,299	385,375	398,093
前年比	1.9	-5.0	5.8	5.7	-4.2	-1.4	-0.2	-1.8	-2.3	-8.4	-6.6	2.2

■種類別出荷生産推移

(出荷量) (㎡)

電動化率 (%)





株式会社 日建設計
設備設計主管
森山 修治

第4回 “避難安全検証法と防火扉”

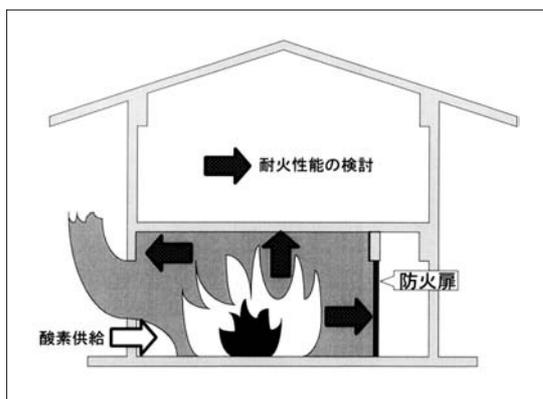
いままで「逃がす」「煙を遮る」「炎を遮る」と3回にわたって「防火設備と避難安全性」について述べてきました。最終回のテーマは「避難安全検証法と防火扉」についてです。

2000年6月の建築基準法改正により、防火・避難関連法規において性能規定の導入が行われました。性能規定の代表的なものは耐火性能検証法（令第108条の3）と避難安全検証法（令第129条の2）ですが、両者ともに室用途等により火災強度を想定していることに特徴があります。具体的には、室用途は22種類に分類され用途別に積載可燃物量が規定されています（例えば事務室：560MJ/m²、家具・書籍等の店舗：960MJ/m²、簡易な食堂：240MJ/m²）。耐火性能検証法では仕上げ材の総量と積載可燃物量、窓等の開口面積から火災強度を算出し、構造躯体の耐火性能との比較をおこなっており、条件によっては耐火被覆が削減できます。避難安全検証法では内装仕上げを4種類に分類（不燃、準不燃、難燃、その他）し、積載可燃物量と内装仕上げ・天井高等から煙発生量を算出し、避難計算との比較をおこなっており、条件によっては居室排煙量が削減できます。ここで防火扉の両検証法での役割を整理すると、耐火性能検証法では扉を防火扉にするとその開口部からの空気流入が遮断され火災の規模を小さくすることができます（図-1）。避難安全検証法では防火扉はその遮煙性能により扉から廊下等の避難経路への漏煙量を削減することができます。

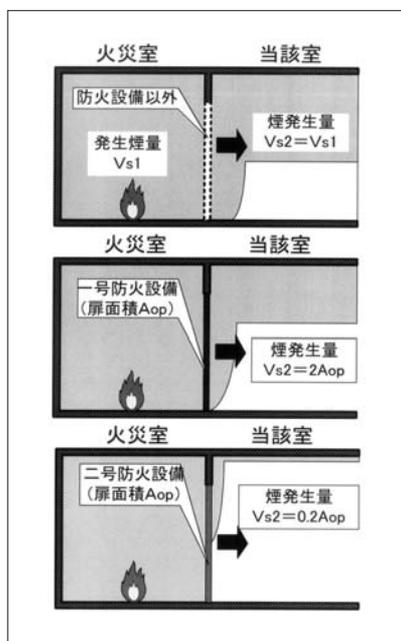
以下においては、防火扉の効果を大きく評価している避難安全検証法を中心に防火扉の性能を考察したいと思います。まず、避難安全検証法には「階避難安全検証法（令第129条の2）」

と「全館避難安全検証法（令第129条の2の2）」の2種類があります。前者はすべての「居室」と「階段までの避難経路」の安全性を確認することであり、後者はすべての「階避難安全性」と「階段から外部までの避難安全性」を確認することです。避難経路における避難安全性能の検証という部分では両者共通です。この検証法の斬新なところは扉の閉鎖信頼性と遮煙性能に着目したことにあります。具体的には、扉の閉鎖信頼性については「自閉式防火設備」と「その他」に分類しており、火災室から廊下等へ漏煙し始める煙層高さを前者では「扉中心高さ」、後者では「扉高さ」としています。遮煙性能についても「遮煙性のある防火扉（二号防火設備）」「防火扉（一号防火設備）」「その他（防火設備以外）」の3種類に分類し漏煙量に差をつけています。居室扉を自閉式でかつ「遮煙性のある防火設備（二号扉）」にすると廊下への漏煙開始を遅らせると同時に漏煙量も少なくすることができ、廊下の避難安全性を高めることで廊下の排煙設備を軽減することが可能になります。つまりこの避難安全検証法によると室用途、内装仕上げ、扉仕様に応じた排煙設備の設計が可能となり、より建築主の需要に応じた空間・経済設計が可能になるわけです。反面、この検証法による設計を選択した場合、確認申請時の室用途や内装仕上げ等に限定されることになり、間仕切り変更等がある場合には再申請が必要になります。また避難安全検証法の計算は防火設備や排煙設備の機能が

100%発揮できることが前提であり、設計時の性能を竣工後もずっと維持しつづけることが大前提となります。もっともこれは避難安全検証法のみに限ったことではありませんが、性能設計という選択の自由を選んだ者は道義的な責任がより重くなるということです。性能維持のためには適切なメンテナンスが不可欠ですが、防火扉のメンテナンス面においても透明性のある中立機関であるシャッター・ドア協会の果たすべき使命は重大であると考えられます。今後のますますのシャッター・ドア協会殿のご発展を祈念しつつ連載を終了させていただきます。一年間ありがとうございました。



▲図-1 耐火性能検証法と防火扉



▲図-2 避難安全検証法と防火扉

ご紹介

財団法人 全国防犯協会連合会



全国防犯協会連合会と全国の防犯協会のマスコット・キャラクター「防犯マスコット・CPくん」

各都道府県の防犯協会および暴力追放運動推進センターとの密接な連携のもと、犯罪の抑止と被害の防止、少年の非行防止と健全育成、薬物乱用防止、暴力排除など、「犯罪のない、安全で、明るく住み良い社会」づくりに寄与することを目的に、幅広い事業活動を行っている財団法人全国防犯協会連合会を訪ね、菅原順臣広報部長にお話を伺った。

設立の経緯を教えてください。

歴史を辿れば隣組や町内会といった住民自治組織は昔から存在していたと思いますが、これは地域の営みには不可欠なもので、防火活動や防犯活動として自然発生的に生まれてきたのだと思います。戦後になると新たな犯罪の発生とその増加を背景に、全国に防犯団体が結成されるようになりました。この組織づくりは地方ほど動きが早く、地方での立ち上がりにより押し上げられるかたちで全国統一化の必要性が出てきて、現連合会の前身である全国防犯協会連合会が昭和37年3月1日に任意団体として設立されました。そして昭和38年10月25日に財団法人として認可団体となりました。また、平成4年12月に全国暴力追放運動推進センターに指定されたことにより、昭和62年8月に続いて、平成5年1月に改めて特定公益増進法人に認定され、現在に至っています。

現在の活動状況について教えてください。

当連合会は、全国47都道府県にある「防犯協会」「暴力追放運動推進センター」のもとに、「職域防犯団体」「地区防犯協会」「市区町村防犯協会」などを置き、さらにそれを支える数多くの防犯連絡所によって構成されています。そして、「安全で住み良い社会づくり」をめざした地域安全運動の推進をはじめとする一般防犯普及活動と、全国の防犯協会や防犯ボランティアへの支援活動、特定公益増進法人の役割として少年の非行防止、薬物乱用防止、暴力団対策を3本柱とした活動を行っています。

現在の重点テーマについて教えてください。

侵入盗をはじめ、窃盗、街頭犯罪（ひったくりや車上ねらい）の防止・抑止といった一般防犯についての啓蒙を重点テーマとして積極的に取り組んでいます。この中でも例えば、昨年はピッキングなどによる侵入盗は33万件発生していますが、この数はわが国の交通事故の発生が年間約100万件ですから、3回交通事故が起きる間に1回は侵入盗が発生していることになり、一般の皆様の認識を遙かに上回る件数だと思っています。最近サムターン回しが多発し、発生件数は平成14年の年間約800件に対し、今年は1月から2月迄の2ヶ月間だけで早くも前年の総件数を上回り、被害があつという間に拡がっています。このように、生活の中で侵入盗が非常に身近な問題になっているにも関わらず、まだまだ一般の皆様の危機意識が希薄という状況にあるわけです。

犯罪の防止、抑止のための対策としてはこういった取り組みをされているのですか。

昨年の犯罪総件数は285万件と7年連続で対前年を上回っていますが、こうした状況で住民が安心して暮らしていくためには警察だけではなく、警察と地域住民、さらには行政との連携が必要な時代になったと思っています。そういう考え方に立って当連合会の広報誌「安心な街に」では、各都道府県防犯協会の活動の他、その地域の住民による特色のある活動事例を紹介するコーナーも設けています。住民自らの防犯に対する意識の向上はもちろん、こうした取り組み事例が他の地域に参考となって派生していくことを期待しています。

官民合同会議に参画されていますが、われわれ製品供給側への課題はどのようなことですか。

ご存知のとおり、目安として5分以上、侵入盗を防げれば防犯性能があると位置づけられるわけですが、製品ということでは、ドアやシャッター、窓ガラスといったパーツだけの試験方法が議論され、建物全体あるいは建物に施工された状態での試験という議論に欠けているように思います。来年の3月には防犯性能の高い部品が公表されますが、それ以降も引き続き防犯性能についての取り組みが官民合同で行われるようになると思いますので、今後は建物全体という観点に加え、犯罪がおこる時間帯や場所、また、様々な環境下で発生する「音」の問題も含めて、現状よりもワンランクアップした試験方法も検討していく必要があるのかもしれません。

今後の課題についてはどのようにお考えですか。

凶悪犯罪が続発する一方で、侵入盗や街頭犯罪もますます増加していく傾向にあります。その中でも特に少年犯罪は全犯罪件数の4割強を占め、ひったくりや万引きになるとその7割は少年による犯罪という状況にあります。その意味でも、少年の非行防止と健全育成のための活動を積極的に展開していくことも重要だと考えています。

有難うございました。

●概要

会長 小澤恒夫 (財)東京防犯協会連合会会長

所在地 〒102-0094東京都千代田区紀尾井町3-29

(紀尾井町福田ビル)

TEL : 03-3239-0257 FAX : 03-3239-0267

理想の環境づくりを目指し、
新たなステージへ。

安全

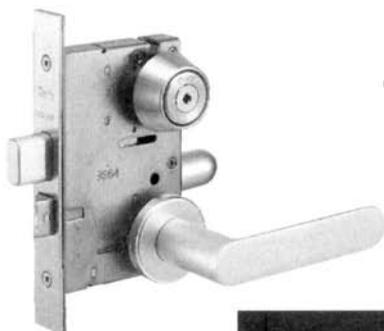
三和シャッターは「ひと」中心の発想で
環境づくりを追求します。

安心

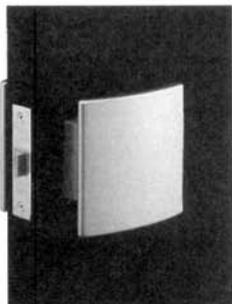
快適

雨や風から守るシャッター、
住まいやビルの中をやさしく仕切るドア、
街並みに調和するファザード・・・。
三和シャッターがお届けする製品の中心には、
いつも「ひと」がいます。
暮らしもビジネスも変わりつつある21世紀
だからこそ、「ひと」を基本にした発想が大切。
そんな想いを原点に、安全・安心・快適を追求した
高品質な商品を提供し、時代に合わせた
理想の環境づくりに取り組んでまいります。

安全と安心のロックブランドClavis



レバーハンドル錠
LCM10-1



プッシュプル錠
PP300

どうぞ見逃さないでください!

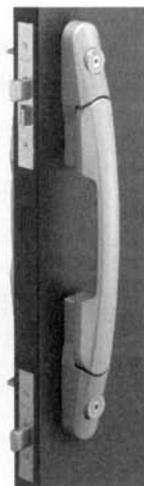
より防犯性を高めた製品を

優れたデザイン性から発展して

形造られた洗練されたフォルムは

さりげなくやすらぎと心地良さを

あなたの住空間に提供します。



プッシュグリップ錠
PV100W-1



プッシュプル錠+本錠錠
PP200+CD-1

パーク・キーパー 電子チェーンゲート

24時間駐車場を無人管理！

- 無断駐車、不審車の侵入、通り抜けなどをパーク・キーパーがガードします。
- 開閉時の音を大幅に低減。深夜でも安心して帰宅できます。
- タフなステンレスボディ。

低騒音
タイプ
新発売!!



**PARK
KEEPER**



新生精機株式会社
SHINSEI SEIKI CO.,LTD.

〒675-2444 兵庫県加西市鴨谷町687番地
TEL:0790-44-1161 FAX:0790-44-2271
URL:<http://www.shinseiseiki.co.jp>

「新日鉄の高耐食性めっき鋼板」

金属の腐食に頭を抱えている方、工程省略や部材のコストダウンを模索している方、

ぜひ、ご相談ください。

SUPERDYMA[®]

スーパーダイマ

with 新日鉄, to win!

新日本製鐵
薄板事業部

スーパーダイマの詳しいご案内は
スーパーダイマホームページ URL/
<http://www.nsc.co.jp/usuita/superdyma>

お問い合わせは
E-mail
superdym@hq.nsc.co.jp

地球環境対応型鋼板



住友金属工業株式会社

お問い合わせ先
〒104-6111 東京都中央区晴海1-18-11(トリトンスクエア)
薄板営業部 TEL:03-4416-6333 FAX:03-4416-6359
〒541-0041 大阪市中央区北浜4-5-33(住友ビル)
大阪薄板営業部 TEL:06-6220-5590 FAX:06-6220-5970

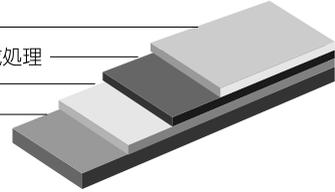
住友の環境対応型薄板製品シリーズ クロムフリー表面処理鋼板

電気亜鉛めっき鋼板 スミジंकNEOコートT1

- 特長
1. 導電性と耐食性のバランスに優れた性能を有しています。
 2. 耐型かじり性に優れており、金型寿命を向上させます。

被膜構成

有機被膜
クロムフリー化成処理
電気亜鉛めっき
鋼板

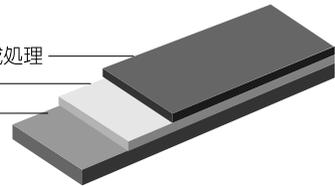


溶融亜鉛めっき鋼板 タフジंकNEOコートK

- 特長
1. クロムを全く含まない特殊樹脂による新化成処理製品です。
 2. 従来のクロメート処理表面処理鋼板と同等の性能を有しています。

被膜構成

クロムフリー化成処理
溶融亜鉛めっき
鋼板



ZAM

詳しくはホームページをご覧ください。
www.nisshin-steel.co.jp



日新製鋼は、ZAMを通じて お客様の無限の可能性を拡げていきます。

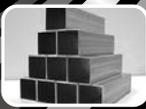
※ZAMとは、亜鉛-アルミニウム6%-マグネシウム3%のめっき層を持つ新しい溶融めっき鋼板です。



さまざまな形状が
ご提供可能です。



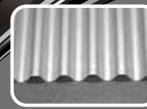
丸型鋼管



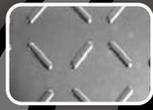
角型鋼管



溶接軽量形鋼



波板



ノンスリップメタル



一般構造材軽量形鋼



特殊形鋼



フレノッチ形鋼



シャッター

用途：薄板建材全般

ZAMは、「性能」「コスト」「環境」の「トリプルメリット」。

性能

亜鉛めっき製品(当社製品名ベンタイトB)に比べて10~20倍の耐食性。亜鉛-5%アルミめっき製品(当社製品名ガルタイト)と比べても5~8倍の耐食性を誇ります。

コスト

腐食環境の厳しい用途に耐え得ることから、熱浸漬溶融亜鉛めっき(後めっき)やユニクロめっきの代替としてご使用いただくことができ、お客様の工程省略が図れます。

環境

「少ないめっき付着量で高耐食性が得られる」、「長寿命化が図れる」という観点から、省資源対応の製品としての展開が期待されています。

ちょっと高くてもお買い得、ZAM。

●建築基準法第37条第2号認定取得 ●日本住宅性能表示基準に従って表示すべき劣化対策等級(構造躯体等)の特別評価方法認定取得 ●建築施工技術・技術審査証明書取得 ●建設技術審査証明書取得(土木系材料)



夢を動かす技術がある。

文化シャッター

HSR

HIGH SPEED ROLLING SHUTTER

シャッタースピード最速
2m/sec (max)

超高速アルミシャッターHSR

超高速 独自の巻取り機構

中空のアルミスラットを電動開閉機により超高速で上部に巻取ります。

上昇時：最高2.0m/秒
平均：1.2m/秒
下降時：0.5m/秒

美観 スラット非接触方式

アルミスラットならではの洗練された美しさを長期に保つためスラット同士の接触による傷付きを解消しています。

消音 高速でも静音設計

スラットの端部に樹脂ローラー、接合部に緩衝材を採用するなど静音化を図っています。

安全 障害物感知装置

通行車両などを検知して反転上昇する光電センサ、下降中のシャッター座板部に障害物が接触した場合に反転上昇する座板感知装置を標準装備しています。

気密 シール材を挿入

レール部、各スラット間にシール材を挿入し、高い気密性を実現しています。

文化シャッター株式会社 〒170-0013 東京都豊島区東池袋2-13-14 TEL.03 (3968) 6666 ホームページ <http://www.bunka-s.co.jp/>

あらゆる犯罪手口に有効です。

◎「CP認定錠」



1ドア・2ロック用補助錠に
面付本錠錠「U9CPNDR」



ピッキングやカム送り解錠、サムターン回しなど不正解錠手口の多様化に伴い、住まいにはより効果的な防犯対策が求められています。防犯の基本は1ドア・2ロック。(財)全防連により優良防犯機器として認定された「CP認定錠」での1ドア2ロックが、さまざまな犯罪手口に対して有効です。



主錠の交換用シリンダーにローターシリンダー「U9シリンダー」
◎「CP-C認定シリンダー」

「ピッキング」対策と
「カム送り解錠」対策を。

有効手段は「CP錠」に認定された補助錠とシリンダーへの交換。美和ロックの製品は不正解錠対策を施してあります。



新たな犯罪手口にも
1ドア・2ロックが有効。

ドアに穴を開けて内側の開閉つまみを直接作動させるサムターン回しなど、多様化する犯罪手口にも注意が必要です。



美和ロック
サービス代行店(SD)

防犯対策はこのマークの
お店にご相談ください。

安心のネットワークは全国約900店。補助錠の取り付けやシリンダーの交換は(美和ロックサービス代行店)でどうぞ。

1ドア・2ロックは防犯の基本。



MIWA

美和ロック株式会社
〒105-8510 東京都港区芝3-1-12 TEL.03 (3452) 5551(代)
●美和ロックお客様相談室 ☎0120-81-3069

美和ロックサービス代行店は、美和ロックのホームページから検索できます。 www.miwa-lock.co.jp/

今年、江戸に幕府が開かれた1603年からちょうど400年目にあたることから、江戸開府400年記念事業として、「江戸東京400年の魅力の再発見と未来への創造」をテーマにした様々なイベントが都内の各地で開催されています。写真は、この記念事業のイベントの1つとして、8月10日まで東京・上野、不忍池畔で開催されている第52回江戸趣味納涼大会「うえの夏まつり」の様子です。夏の風物詩の1コマとしてご紹介します。



左上) 上野・弁天堂 右上) 不忍池畔で開催されている縁日
右下) お盆のおくり火として行われたとうろう流し (03.7.17 撮影)

JSDA会報 2003年・夏号

発行日：2003年7月1日 通巻第10号

発行者：社団法人 日本シャッター・ドア協会

〒102-0073 東京都千代田区九段北1-10-5 第4NSビル10階
tel.03-3288-1281 (代) / fax.03-3288-1282
URL:<http://www.jsd-a.or.jp>